

単価表の端数処理に関するお知らせ

1 福島県土木工事標準積算基準について

令和7年1月20日付の福島県土木工事標準積算基準の改定により、単価表の端数計上方法が変更になり、いわき市水道局の工事等の積算における設計においても、県の基準と同様に取り扱い、令和7年6月11日以降に公告される工事から適用します。

R7.1.20改定 福島県土木工事標準積算基準

①単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

②単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

その他については福島県土木工事標準積算基準のとおり

2 水道事業実務必携について

工事等において、水道事業実務必携を根拠として計上される「単価表の単位数量当りの単価表の合計金額の端数計上方法」は、積算システムの都合上、当面の間、これまでどおりの方法で積算を行います。

なお、「単価表の各構成要素の金額の端数処理方法」は令和7年5月1日付でお知らせしたとおりの方法で積算を行います。

参考として「単価表の各構成要素の金額の端数処理方法」と「単価表の単位数量当りの単価表の合計金額の端数計上方法」について下記に記載します。

内容	水道事業実務必携
単価表の各構成要素の金額の端数処理方法	単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は 小数第3位を切捨てし、第2位とする。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は 1円未満を切捨てし、1円までとする。
単価表の単位数量当りの単価表の合計金額の端数計上方法	①単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上した上で1円未満を切捨てる ②単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上した上で1円未満を切捨てる ③歩掛表に諸雑費の計上がない場合の単位数量当りの単価は各構成要素の金額を合計したものとし、単位当りの単価は1円未満を切捨てる その他については水道事業実務必携のとおり